

## 和解離婚後・判決離婚後の手続

### 1 離婚の届出

- (1) 離婚の日は、和解の場合は和解成立の日、判決の場合は判決確定の日となります。  
ただし、和解又は判決により離婚になった場合でも、市区町村役場に離婚届を出す必要があります。  
離婚届には、他方当事者の署名押印や証人の記載は不要です。  
\*届出に関する詳細な点は、市区町村役場の戸籍担当部署にお問い合わせください。  
\*正当な理由なく期間内に届出をしないときは、届出義務者が過料の制裁を受けることがあります。
- (2) **届出義務者**  
原告に届出義務があります。また、原告が届出期間内に離婚の届出をしない場合には、被告からも離婚の届出をすることができます。なお、和解条項に「被告の申出により、本日、和解離婚する。」と記載された場合には、被告からも届出ができます。
- (3) **届出**  
① 和解の場合は和解成立の日から10日以内（和解成立の日を1日目と数える）  
② 判決の場合は判決確定日から10日以内（判決確定日を1日目と数える）
- (4) **届出場所**  
市区町村役場
- (5) **添付書類**  
和解の場合→和解調書謄本  
判決の場合→判決謄本と判決確定証明書  
※謄本は、離婚と親権者指定以外の記載を略した省略謄本でも可

### 2 離婚後の氏

- (1) 婚姻により氏（姓）を改めた者は、原則として離婚によって婚姻前の氏（旧姓）に戻ります。
- (2) 引き続き婚姻中の氏（姓）を称したい場合には、離婚の日から3か月以内に、離婚の際に称していた氏を称する旨の届出（戸籍法77条の2の届出）をすることによって、婚姻中の氏を称することができます。この届出は、離婚の届出と同時にすることもできます。
- (3) この戸籍法77条の2の届出により、婚姻中の氏を称した者が、将来、婚姻前の氏に戻ることを希望する場合には、住所地の家庭裁判所に「氏の変更許可」の申立てをして、その許可を受ける必要がありますので（許可されないこともあります。）、氏の選択は、将来のことをよく考えて慎重に決めてください。

### 3 離婚後の戸籍

- (1) 婚姻により氏を改めた者が、離婚によって婚姻前の氏に戻った場合には、婚姻前の戸籍（実家の戸籍など）に戻るのが原則です。ただし、婚姻前の戸籍がすでに除籍になっているときは、新戸籍が作られます。
- (2) また、離婚によって婚姻前の氏に戻った者が別の新たな本籍地に新戸籍を作りたいという場合には、その者が、離婚届にその旨を記載すれば、希望する本籍地に新戸籍を作

ることができます。

(3) 戸籍法 77 条の 2 の届出をした場合には、必ず新戸籍が作られます。

(4) なお、下記の子どもの入籍届の手続をしたときは、婚姻により氏を改めた親が一度実家の戸籍に戻った場合でも、当該親と子どもだけの戸籍が作られます。

#### 4 子の氏と戸籍

(1) 父母が離婚して婚姻により氏を改めた親が別戸籍に移っても、子どもの戸籍は、父母の婚姻中の戸籍にとどまり、子どもの氏も変わりません(戸籍と氏は連動しています。)。このことは、婚姻により氏を改めた親が戸籍法 77 条の 2 の届出をして、婚姻中の氏を続称する場合でも同様です。

(2) 別戸籍に移った親の戸籍に子どもを入籍させたいという場合には、家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立て」をし、その許可の後、市区町村役場に入籍届を出す必要があります。

(3) 「子の氏の変更許可の申立て」の方法

- ① 申立先・・・子どもの住所地の家庭裁判所
- ② 申立人・・・申立人は子どもですが、子どもが 15 歳未満のときは、その法定代理人(=親権者(共同親権の場合は、原則として父母双方))が代理人として手続を行ってください。
- ③ 申立費用・・・収入印紙(子ども 1 名につき)800 円、郵便切手(具体的な額は申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。)
- ④ 添付書類・・・子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)、父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)(父母の離婚の記載のあるもの)  
※同じ書類は 1 通で足りません。  
※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

#### 裁判所のウェブサイト

二次元バーコードを読み取り、「6. 申立書の書式及び記載例」から書式及び記載例をダウンロードしてご利用ください。

